

令和4年1月7日開催

【第24期】

第19回

津奈木町農業委員会議事録

事務局長	皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。本日の総会につきまして、〇〇推進委員、〇〇推進委員が欠席しておりますが農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数以上の出席ですので、本総会は成立を致します。ただ今から、第24期第19回津奈木町農業委員会総会を開会いたします。 なお、会議の進行につきましては、会議規則第4条の規定により会長をお願いいたします。
会長	(～ 挨拶 ～) 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは早速、審議に入ります。
会長	【日程第1：議事録署名委員の指名】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の総会の議事録署名委員は、津奈木町農業委員会会議規則第7条第2項の規定により〇番・〇〇委員、〇番・〇〇委員を指名します。
会長	【日程第2：諸般の報告】 (なし)
事務局長	【日程第3：議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請書について】 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。 (議案説明)

会長	議案第４０号につきまして担当委員である私より説明をいたします。
会長	場所は、赤崎郵便局から平国方面へ行きますと橋を渡り切ったすぐ右側にあります。譲渡人は住所が八代市ですが以前は赤崎の方でした。実家も赤崎にありますが、両親も亡くなっており空き家になっている状況です。譲受人は元漁師ですが現在は専業農家でございます。現地は休耕地になっておりますが、荒れ地にはなっておりませんでした。ただ、砂利等があり野菜は作れないだろうと感じました。譲受人としては梅の木やタラの芽を育てようかと思っているそうです。要件としては満たしておりますので問題ないかと思います。以上です。
会長	次に担当推進委員より説明をお願いします。
〇〇推進委員	ここは県道に面していて斜面もありますが、コンクリートブロックが積んであり綺麗にしてありました。出入口は階段ですが綺麗に整備してありました。ただ、みかんの木等は植えることは難しいかなと思いましたが、タラの芽等なら可能であり、何ら問題ないかと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいま、担当委員及び事務局からの説明が終わりましたが議案第４０号につきまして質疑はございませんか。 (質疑なし)
会長	それでは、採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	異議なしということですので、議案第４０号は、原案のとおり決定いたしました。

	【日程第 4: 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について】
会長	次に議案第 4 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局長	(議案説明。)
会長	担当より説明をお願いします。
事務局員	(事務局員説明)
会長	議案第 4 1 号につきまして担当委員より説明をお願いします
〇〇委員	1 月 5 日 (水) に私と〇〇推進委員、役場職員、事務局とで立会いのもと現地調査を行いました。場所は、福浜トンネルを抜け辻の方に上って行った所です。目的は令和 2 年 7 月豪雨災害により、大量に発生した土砂を処理するためです。現在、役場前に仮で置いてあります土砂もこの場所へ移すということで 5 条に変更しないといけないということで申請がありました。昨年の 9 月に行われました農業振興地域整備促進協議会において、私も農業委員会代表の一人としまして町議員の方々と協議をし、除外を認められております。特に問題はないかと思いますので審議の程よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。ただいま担当委員及び事務局からの説明が終わりましたが、議案 4 1 号につきまして質疑はございませんか。
〇〇委員	将来的にどのくらいの土砂が堆積されるのですか。また、大雨が降った場合に他の農地、民家等に被害がある恐れはないのかを分かっている範囲で教えて頂ければと思います。

事務局長	土砂の堆積量は44,000 m ³ です。直高10 m上がる予定で、5 mの2段で計画されています。法勾配は1 : 2.0で緩やかにねせてあり、且つ推定地山から15 m間隔を取り、より安全な方で計画を立てております。崩壊土砂の可能性につきましては、下流部には福浦の上流に流れる川がありますが、治山ダムが設置されてありますし、直接、福浦地区に流れていく可能性は低いと考えられます。
〇〇委員	方向としてはどちらの方向ですか。
事務局長	広域農道より平国に下りる道の先の柳北川の上部付近です。斜面的には、川は福浦川と合流して福浦地区へ流れていますので、仮に崩壊が発生しても、その方向では距離があるため直接的に福浦地区への影響は少ないと考えています。
会長	他に何かございませんか。
〇〇委員	埋めてしまうのに何年かかかるとは思いますが、埋め終わった後、どういったかたちで使用する予定ですか。何か計画はありますか。
事務局長	計画年数では、災害復旧期間としては3年間となりますが、被災箇所数等を考慮すると3年だけでは終わらないのではないかと考えています。この土地については、将来的な利用方法は農地に戻す方法もあるのかなと考えておりますが、農地だと町としては取得できません。農地に戻すということになりますと、民間の方で誰か農業をやってみたいと思う方がおられましたら売却する方向でも検討できればと思います。利用方法については、具体的にはまだ決定しておりません。
会長	他に何かございませんか。 (質疑なし。)

会長	それでは採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手。)
会長	異議なしということですので、議案第 4 1 号は許可相当の意見書を付けて県に送付することに決定いたしました。 【日程第 5： 議案第 42 号 農用地利用集積計画の承認について】
会長	次に議案第 4 2 号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局長	(議案説明。)
会長	番号 1 につきまして担当委員より説明をお願いします。
〇〇委員	場所は中学校体育館の近くになります。受け手は高齢ですが元気でおり継続して使用したく 3 年間の再設定で使用したいとのことでした。出し手は大阪に住まいでして、本人は作れず無償で貸し出すということで快く返事を頂きました。本人からしたら売りたいという意向もありました。当面の間は 3 年間の利用ということで継続であります。特に問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。番号 2 につきまして事務局より説明をお願いします。
事務局長	(議案説明)

会長	ありがとうございました。ただいま担当委員及び事務局からの説明が終わりましたが議案４２号番号１につきまして質疑はございませんか。 (質疑なし。)
会長	それでは、採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手。)
会長	異議なしということですので、議案第４２号番号１は、原案のとおり決定いたしました。 次に番号２につきまして質疑はございませんか。 (質疑なし)
会長	それでは、採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手。)
会長	異議なしということですので、番号２は原案のとおり決定いたしました。 これで、本日の議案審議は終了いたしました。引き続きその他事項に入ります。その他の事項について委員からご発言があれば挙手をお願いします。 (挙手無し。)
会長	無いようですので、事務局より発言があればお願いします。 ① 令和３年度熊本県農地利用最適化推進大会について ② 全国農業新聞の記事の紹介。 ③ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

会長	④ パパイヤ実証栽培について ⑤ 視察研修の日程について ⑥ 次回総会の日程について それでは以上をもちまして、第 24 期第 20 回津奈木町農業委員会総会を閉会します。 【終了時間 10 時 15 分】
-----------	---